

1 計画の目的と法律による位置付け

(1) 目的

実効性のある空家等対策について、総合的かつ計画的に実施していくための郡山市の基本的な取り組みを示します。

(2) 法律による位置付け

平成27年5月26日に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第6条」に基づき策定する「空家等対策計画」であり、国の基本指針に即して計画を策定します。

2 法に基づき計画に定めるべき項目（法第6条2項による）

(1) 空家等対策に関する基本的な方針

- 対象地区については、空家等対策は全市的な課題であるため、対象地区は全市とします。ただし、今後行われる空家に関する調査の結果により、重点地区を定めることができます。
- 対象とする空家等については、空家を法第2条第1項に規定された空家等及び第2項に規定された特定空家等とします。
なお、市民の安全・安心を重視する観点から特定空家等から優先して対策を講じます。

(2) 計画期間

平成28(2016)年度から平成32(2020)年度までの5年間

(3) 空家等の調査

平成28年度に全市を対象に空家の実態調査を実施し、空家のデータベースを整備します。

(4) 所有者による空家の適正管理の促進

所有者は、自らの責任において適切に管理する必要があることから、空家等の適切な維持管理の重要性等を周知・啓発します。

(5) 空家等及び跡地の有効活用促進

空家等の情報共有を図るため、関係団体への情報提供方法を検討するとともに、相談体制の連携を図ってまいります。

(6) 特定空家等に対する措置

特定空家等の判断については、国が定めたガイドラインを参考に、外部学識経験者等による機関の意見を踏まえ、決定することとし、その後の措置については、法第14条に基づき行うこととします。

(7) 空家等の相談体制

総合窓口を住宅課とし、維持管理や建物の相続登記について、不動産関係団体、土地家屋調査士会、司法書士会等と連携して相談体制を整備します。

(8) 空家等対策の実施体制

全庁的な連携体制で取り組みます。

- ・住宅課（総合窓口）
- ・総務法務課（行政手続き）
- ・防災危機管理課（火災発生防止）
- ・市民NPO活動推進課・市民相談センター（法律相談）
- ・資産税課（固定資産税の取扱）
- ・市民安全課（犯罪防止）
- ・清掃課（廃棄物の散乱等防止）
- ・廃棄物対策課（廃棄物の散乱等防止）
- ・保健所生活衛生課（犬、猫）
- ・園芸畜産振興課（鳥獣）
- ・道路維持課（市道）
- ・開発建築指導課（外壁落下、倒壊）

3 空家等対策計画策定のスケジュール

年	平成27年		平成28年		
月	5月～12月		1月	2月	3月
議会	法 施 行 5 月 26 日		各派会長会 説明(1/25)	定例会(2/23～3/18)	
市		6/4 関係課長会議 6/11 行政センター所長会議 6月～12月 関係部局連携し、計画案作成	市長記者会見 (1/25)	(2/1～3/1) パブリックコメント	意見取りまとめ 最終案作成

策

定